

暴力に関する相談窓口

- ・ 愛知県女性相談センター
052-913-1101
- ・ 名古屋市配偶者
暴力相談支援センター
052-853-2705
- ・ ストーカー被害について
(愛知県警察本部生活安
全総務課保護対策室)
052-961-0888
- ・ かけこみ女性センター
あいち
052-853-4479

やってみましょう!

自分の態度・行動チェック

- 相手が自分の意見に従わないといらいらしたり怒ったりする。
- 相手が自分だけでなく、他の人とも仲良くしているのときどき嫉妬する。
- 自分が怒るのは相手に非があるからと思っている。
- 相手の生活を管理したい。
- 自分の同意なく相手が何かをすると腹が立つ。

以上は、全て相手に対して力を持ち、支配しようとする行為です。

自分の態度行動を見直してみる必要があります。

あけましておめでとうございます

相談センター第2号をお届けいたします。皆さんは、DVについてどのくらいご存知でしょうか？DVはハラスメントと同様に人権侵害行為にあたります。今号では、2010年12月14日に開催した「DV基礎講座」の内容を特集します。愛知県の大学生を対象とした調査では、全回答者の約5人に1人がデートDVの被害経験がある、との結果が出たそうです。

DV(Domestic Violence)とは？

DVとは、簡単にいうとパートナーからの暴力行為を指します。法律的には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で定められていますが、配偶者に限らず、内縁関係や交際相手からの暴力(これをデートDVといいます)も増えている現状もあります。“暴力”は殴る蹴るの身体的暴力だけでなく、以下の行為も暴力になります。

- 【精神的暴力】大声を出す、無視する、人前で侮辱する、行動規制など
- 【経済的暴力】生活費を渡さない、厳しい家計管理をするなど
- 【性的暴力】性行為や中絶の強要、避妊に非協力など



DV被害にあっているとき・・・

被害の渦中にいると、相談しようと思っても「自分さえ我慢すればいい」「相談したことがバれてしまうのでは」などの不安があるかもしれません。しかし、その心配や不安も含めて話をしてみてください。

気持ちや状況の整理をすることがDVからの脱出の一步となります。相談員は被害者の気持ちや生活の安全を優先しながら一緒に考えます。相談機関の機能によっては、生活再建のためにシェルター(一時避難所)利用の手続きや引っ越しを手伝ってくれるところもあります。一人で悩まず、早めに相談しましょう。

身近にDV被害で悩んでいる人がいたら・・・

①話を聴く

被害者の方に自分は味方であることを理解してもらえようにしましょう。そのためには、信じて話を聴いてもらえたという安心感、安堵感を持ってもらえるように聴くことが大切です。決して、「なぜもっと早くに別れられなかったの？」などと被害者を責めるようなことを言うてはいけません。これは、二次被害を与えることになってしまいます。

②DVについての説明と情報提供をする

何があっても暴力は許されません。DVの加害者はいつも「お前が悪い」と、全てを

の責任を転嫁させます。被害者は自分を責めている場合が多いので、まずは「話してくれてありがとう。あなたは少しも悪くありません。悪いのは暴力をふるうパートナーです。」と、伝えましょう。そして、専門相談機関の情報提供をしましょう。DVの被害に遭うと、ストレス症状(不眠・いらいら・うつ状態・胃痛など)が現われることもあります。早めに専門家に繋がるよう、サポートしてみてください。



左上には相談機関を載せました。ご参考にどうぞ。当相談センターでもDVに関するご相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせ下さい。

名古屋大学 ハラスメント相談センター

TEL 052-789-5806(9:00-17:00)

E-mail h-help@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/

相談員が
電話にでます。